平成２７年（フ）第３号
千葉県君津市人見３丁目６番１号　Ａ
債務者　小島美恵子（旧姓遊佐）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３５６号
新潟市東区江南４丁目３番地12
債務者　芝田　　明
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６号
新潟県五泉市五十嵐新田1087番地３
債務者　佐藤　守男
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７号
新潟県五泉市五十嵐新田1087番地３
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６号
新潟市江南区元町４丁目２番16号、前住所神奈川県横浜市南区前里町１丁目１番地１　クリオ黄金町弐番館803号室
債務者　長谷川慎二
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
新潟市東区下場本町１番19号
債務者　齋藤小百合
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４９号
新潟市東区牡丹山５丁目16番26号　タイセイハイツ303号、住民票上の住所新潟市東区牡丹山５丁目16番26号　本間ハイツ303号
債務者　福崎　幹子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２号
富山県下新川郡朝日町泊555番地
債務者　長谷川里美
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第３６９号
金沢市光が丘２丁目89番地
債務者　塩田　　智
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２２号
岐阜県羽島市堀津町横手２丁目１番地　エルディム横手201号室
債務者　佐合　慶直
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２３号
岐阜県関市南天神３丁目３番14号
債務者　柳田　光子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２４号
岐阜県関市南天神３丁目３番14号
債務者　奥村　文子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号　笹島寮
債務者　竹川　朋廣
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５号
愛知県春日井市下条町２丁目５番地12　グリーンコーポ長谷川Ｂ棟201号、従前の住所愛知県春日井市八幡町５番地１　コーポしろがね101号
債務者　太田　　有
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６号
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木2830番地１
債務者　赤崎　康年
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第６号
島根県鹿足郡吉賀町田野原1440番地、前住所広島県広島市南区東雲１丁目22番２号
債務者　三浦　弘文
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第８号
広島市安佐北区深川４丁目37番２－４号
債務者　藤谷　義則
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部